

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月30日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
氏 名	愛媛県立南宇和病院
院長	村上 晃司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0895721231
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛媛県立南宇和病院
事業場の所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療, 福祉
② 事業の規模	120床
③ 従業員数	200名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病棟、外来診察室等から出る感染性廃棄物を収集後、病院建屋裏の倉庫に施錠し 一時保管(清掃業者(株)池田商会に委託)(40リットル段ボール箱) 2. 毎週月、木に収取運搬業者(南国商事(株)に委託)がオオノ開発(株)(東温市)の 処分場へ運搬(積替え、保管なし) 3. 運搬当日、処分業者(オオノ開発(株))が焼却処分 4. 最終(埋立)処分は、オオノ開発(株)東温処分場(東温市)

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	129.94 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内から排出される感染性廃棄物の量は、医療処置状況により増減するため、特に抑制するための対策は講じていないが、異種の廃棄物が混ざらないように分別の徹底を図っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	117 t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来どおり分別の徹底を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物（医療系）に分別し、感染性廃棄物はバイオハザードマークをつけた容器に入れている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状どおり分別するとともに、研修会等を通じ分別の徹底を図っていく。

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	117 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	117 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	117 t
(今後実施する予定の取組) 従来どおり 病院倉庫での適正保管 (施錠) マニフェストの適正管理 積替え、保管をしないことの徹底 運搬中の荷崩れ防止 等に取り組んでいきたい。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (6 年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	129.94 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの適正管理等に取り組んでいきたい。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理責任者(院長):廃棄物の適正処理全般を総括する。

└─ 院内感染対策委員会
感染対策の一環としての感染性廃棄物の取扱いを指導

└─ 廃棄物事務取扱管理者(事務局長):契約書、マニフェスト等を管理する
とともに、関係法令で定められた計画書、届出書、報告書等の処理
を行う。

└─ 廃棄物事務担当者(担当係長):廃棄物事務取扱管理者を補佐し、
各種手続きの実務を行う。

└─ 廃棄物適正管理者(各部署の長):廃棄物の安全な取扱い、分別、保管等を所属員に指導